

市障害者扶助料・  
市遺児手当の受給者の方へ  
**手当を  
振り込みました**

平成21年度前期分の扶助料・  
市遺児手当を9月30日付けで振  
り込みました。  
記帳などで確認し、振込がさ  
れていない場合は、至急ご連絡  
ください。

また、次回分から振込先を変  
更したい方は、印かんを持参の  
うえ、いきいき広場までお越し  
ください。

**問合せ先**  
いきいき広場内地域福祉グループ  
☎52-0871

## 衣浦東部都市計画 生産緑地地区変更案 縦覧

衣浦東部都市計画生産緑地地  
区に関する変更案を縦覧します。  
意見のある方は、10月15日(木)  
までに意見書を提出することが  
できます。

**縦覧期間** 10月1日(木)～15日(木)  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日は除きます。  
**縦覧場所** 市役所2階計画管理  
グループ

**問合せ先**

囲計画管理グループ  
☎52-11111 (内線274)

## 市有地の売却

市では、土地の購入を希望す  
る方に、10月19日(月)から23日(金)  
までの1週間、市有地の売却い  
申請書の受付をします。  
申込者多数の場合は、抽選と  
なります。

売却物件の価格などの条件を  
記載したパンフレットを10月1  
日から市役所2階計画管理グル  
ープで配布します。

**問合せ先**  
囲計画管理グループ  
☎52-11111 (内線278)

## 都市計画に関する 公聴会の開催

都市計画について公聴会が開  
催されます。

### 都市計画の名称

- ・西二河都市計画区域の整備、  
開発および保全の方針
- ・西二河都市計画区域区分  
と区 11月22日(木) 午後1時
- と区 岡崎市福祉会館6階大  
ホール

**傍聴** 当日、会場にお越しくだ  
さい。ただし、会場の収容人

員を超える場合、入場制限を  
行うことがあります。

**素案の閲覧期間** 10月9日(金)～  
23日(金) (土・日を除く)

### 閲覧場所

・県都市計画課

☎052-954-6515

・市役所計画管理グループ

☎52-11111 (内線274)

※県都市計画課ホームページで  
も閲覧できます。

(<http://www.pref.aichi.jp/tosh/>)

**公述申立て** 公述を希望する方

は、公述申立書を閲覧期間内

(10月23日(金)必着) に県都市

計画課(〒460-8501 住

所不要)へ提出してください。

なお、公述申立てがなかった

場合は、公聴会を中止します。

### 問合せ先

県都市計画課

☎052-954-6515



## 10月は クリーン排水推進月間 浄化槽強調月間

浄化槽の法定検査、保守点検、

定期清掃を行い、生活排水をき  
れいにしましょう

### 浄化槽の維持管理

浄化槽は、設置者(浄化槽管  
理者)が、法定検査、保守点検、  
浄化槽の清掃を行うことが法律  
で定められ、適正な維持管理を  
しなければなりません。

○法定検査には、浄化槽法に基  
づく、7条検査と11条検査があ  
ります。

○7条検査は、浄化槽の使用開  
始後3ヶ月から8ヶ月の間に受  
ける検査です。

11条検査は、毎年1回定期的  
に受ける検査で、浄化槽の保守  
点検や清掃が適正に行われ、機  
能が十分発揮されているかを検  
査します。

○保守点検は、浄化槽法に基づ  
いた技術上の基準に従って行わ  
なければなりません。具体的に  
は、送風機やポンプの点検、汚  
泥の調整、消毒剤の補充など行  
います。

○清掃とは、浄化槽内に生じた汚  
泥、スカムなどの引き出し、洗浄、  
清掃などを行う作業です。

清掃回数は、年1回以上です。  
○下水道に接続している場合や  
合併処理浄化槽を設置している  
場合以外は、台所や風呂、洗濯  
で使われた水は、未処理のまま  
身近な側溝を経て、周辺の河川、  
水路などに放流され、最後には

三河湾に流れ込み水質汚濁の原  
因になっています。

平成13年4月から、新たに浄  
化槽を設置する場合は、合併処  
理浄化槽のみとなっています。

また、現在、単独処理浄化槽  
を使用している方は、合併処理  
浄化槽への転換をするように努  
めましょう。

### 依頼先

**法定検査** 指定検査機関

財中部微生物研究所

豊川市御津町赤根下川48

☎0533-76-2228

**保守点検業者** 知事の登録を受  
けた保守点検業者

**清掃業者** 市長の許可を受け  
た業者 高浜衛生㈱ ☎53-

0516

**生活排水対策**

**廃油石けん製造機の貸出**

家庭から出る廃食用油を直接  
排水に流さないようにするため、  
廃食用油リサイクル粉石けん製  
造機など貸出事業の活用を進め  
ています。

使用申込は、5人以上のグル  
ープから受付をします。市民生  
活グループへお気軽に相談くだ  
さい。

**問合せ先**

囲市民生活グループ

☎52-11111 (内線264)